

平成 2 0 年度

三 郷 市 一 般 会 計 予 算

平成 20 年度三郷市一般会計予算

平成 20 年度三郷市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31,560,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 20 年 3 月 3 日提出

三 郷 市 長 木 津 雅 晃

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 市 税		18,777,474
	1. 市民税	8,536,070
	2. 固定資産税	8,147,865
	3. 軽自動車税	103,995
	4. 市たばこ税	1,190,000
	5. 特別土地保有税	1
	6. 都市計画税	799,543
2. 地方譲与税		340,000
	1. 自動車重量譲与税	250,000
	2. 地方道路譲与税	90,000
3. 利子割交付金		90,000
	1. 利子割交付金	90,000
4. 配当割交付金		90,000
	1. 配当割交付金	90,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		20,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	20,000
6. 地方消費税交付金		1,000,000
	1. 地方消費税交付金	1,000,000
7. 自動車取得税交付金		250,000
	1. 自動車取得税交付金	250,000
8. 地方特例交付金		180,000
	1. 地方特例交付金	150,000
	2. 特別交付金	30,000
9. 地方交付税		600,000
	1. 地方交付税	600,000
10. 交通安全対策特別交付金		30,000
	1. 交通安全対策特別交付金	30,000
11. 分担金及び負担金		441,259
	1. 負担金	441,259
12. 使用料及び手数料		380,194
	1. 使用料	242,775

款	項	金 額
	2. 手数料	137,419
13. 国庫支出金		2,855,065
	1. 国庫負担金	2,417,650
	2. 国庫補助金	393,433
	3. 委託金	43,982
14. 県支出金		1,408,081
	1. 県負担金	654,694
	2. 県補助金	520,319
	3. 委託金	233,068
15. 財産収入		10,972
	1. 財産運用収入	10,972
16. 寄附金		13
	1. 寄附金	13
17. 繰入金		600,000
	1. 基金繰入金	600,000
18. 繰越金		1,050,000
	1. 繰越金	1,050,000
19. 諸収入		1,163,342
	1. 延滞金、加算金及び過料	40,001
	2. 市預金利子	1,000
	3. 貸付金元利収入	363,152
	4. 受託事業収入	65,045
	5. 雑入	694,144
20. 市債		2,273,600
	1. 市債	2,273,600
歳 入	合 計	31,560,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 議会費		309,646
	1. 議会費	309,646
2. 総務費		4,257,382
	1. 総務管理費	3,291,914
	2. 徴税費	606,536
	3. 戸籍住民基本台帳費	260,242
	4. 選挙費	32,880
	5. 統計調査費	34,215
	6. 監査委員費	31,595
3. 民生費		10,061,794
	1. 社会福祉費	4,161,559
	2. 児童福祉費	3,856,069
	3. 生活保護費	2,043,556
	4. 災害救助費	610
4. 衛生費		2,530,108
	1. 保健衛生費	798,321
	2. 清掃費	1,731,787
5. 労働費		157,918
	1. 労働諸費	157,918
6. 農林水産業費		67,781
	1. 農業費	67,781
7. 商工費		303,993
	1. 商工費	303,993
8. 土木費		4,277,560
	1. 土木管理費	168,076
	2. 道路橋りょう費	634,523
	3. 河川費	331,287
	4. 都市計画費	3,123,199
	5. 住宅費	20,475
9. 消防費		1,434,494
	1. 消防費	1,434,494

款 項		金 額
10. 教育費		3,285,084
	1. 教育総務費	376,545
	2. 小学校費	764,950
	3. 中学校費	300,911
	4. 幼稚園費	156,190
	5. 社会教育費	419,946
	6. 保健体育費	1,266,542
11. 公債費		4,719,537
	1. 公債費	4,719,537
12. 諸支出金		74,703
	1. 開発公社費	74,670
	2. 基金費	33
13. 予備費		80,000
	1. 予備費	80,000
歳 出 合 計		31,560,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
1 埼玉県信用保証協会に対する損失補償	契約締結の日から 解 約 の 日 ま で	代位弁済元金から中小企業信用保険法により受領した保険金を控除した額の50%と、埼玉県信用保証協会が代位弁済に際して金融機関に支払う利息額との合計額。 ただし、埼玉県信用保証協会の責によらず保険金を受領できないときは、埼玉県信用保証協会が代位弁済に際して金融機関に支払う代位弁済元金及び利息額の合計額。
2 財務諸表作成システム借上事業	平成20年度から 平成25年度まで	29,925
3 電話交換機(PBX)借上事業	平成20年度から 平成26年度まで	21,120
4 パソコン等OA機器借上事業	平成20年度から 平成25年度まで	54,746
5 文化会館外壁改修事業	平成20年度から 平成21年度まで	21,000
6 建築基準法に基づく指定道路台帳整備事業	平成20年度から 平成21年度まで	32,860
7 児童館簡易印刷機借上事業	平成20年度から 平成24年度まで	756
8 三郷市土地開発公社が銀行その他から借入れる事業資金等に対する債務保証	平成20年度	3,000,000

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1 自動車整備事業	5,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金及び公庫資金に ついては、その融通条件に よる。 また、銀行その他の場合は その債権者と協議した融通 条件による。 ただし、市財政の都合に より期間を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利債に借 換えることができる。
2 退職手当	100,000	同 上	同 上	同 上
3 道路整備事業	27,000	同 上	同 上	同 上
4 橋りょう整備事業	17,200	同 上	同 上	同 上
5 排水路整備事業	56,000	同 上	同 上	同 上
6 排水機場築造事業	15,000	同 上	同 上	同 上
7 準用河川整備事業	46,400	同 上	同 上	同 上
8 都市計画街路整備事業	278,600	同 上	同 上	同 上
9 三郷中央地区土地区画 整理事業負担事業	97,500	同 上	同 上	同 上
10 インターA地区土地区画 整理事業負担事業	46,700	同 上	同 上	同 上
11 まちづくり交付金事業 (公園整備)	24,000	同 上	同 上	同 上
12 まちづくり交付金事業 (緑道整備)	4,500	同 上	同 上	同 上
13 まちづくり交付金事業 (側道等整備)	108,500	同 上	同 上	同 上
14 インターA地区土地区画 整理事業補助事業	37,500	同 上	同 上	同 上
15 消防設備整備事業	39,600	同 上	同 上	同 上
16 消防団拠点施設等整備 事業	14,900	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
17 耐震補強工事業	26,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金及び公庫資金に ついては、その融通条件に よる。 また、銀行その他の場合は その債権者と協議した融通 条件による。 ただし、市財政の都合に より期間を短縮し、若しくは 繰上償還し、又は低利債に 借換えることができる。
18 アスベスト対策事業	54,800	同 上	同 上	同 上
19 臨時財政対策債	1,000,000	同 上	同 上	同 上
20 民生債借換	23,200	同 上	同 上	同 上
21 都市計画債借換	8,100	同 上	同 上	同 上
22 中学校債借換	242,300	同 上	同 上	同 上
計	2,273,600			